

お知らせ 令和7年福岡県警察年頭視閲

- ◆ 日時 令和7年1月9日(木)
14:00~15:00
- ◆ 場所 福岡国際センター
(福岡市博多区築港本町2-2)

- ◆ 内容
 - ◇ 年頭視閲
警察部隊分列行進・車両行進 など
 - ◇ 白バイ・パトカーとの記念撮影 など
- ※ 情勢によって、内容が変更となる場合があります。



🚒 歳末警戒実施中 🚒



事件・事故を防止して、よいお年をお迎えください。

事件防止

- ・ 不審者(車)を見たときは迷わず110番通報!
- ・ 扉、窓等の施錠徹底!
- ・ 家の外に燃えやすいものを置かない!

空気が乾燥しています、燃えやすいものは外に置かないように!
また、ドロボウの足場になることも・・・



交通事故防止

- ・ 日暮れが早くなりました、車の運転手さんは早めにライトを点灯しましょう!
また、歩行者の方は反射材等を活用しましょう!
- ・ 自転車に乗る方はヘルメットをかぶりましょう!
- ・ かもしれない運転で事故防止!

当署管内では イノシシ、シカ 等野生動物との事故も多く発生しています。
急に飛び出してくるので注意!



魚町交番

田川警察署
0947-42-0110

令和6年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました

📱 運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。
※ 車上での使用は対象外

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

🍷 酒気帯び運転および酒類



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。※ 受講料金無償 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、進路脇切入り、安全確認義務違反、通行区分違反 ほか

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

管内の事故発生状況 (令和6年10月分)

● 事故発生件数

- 人身事故 6件
- 物件事故 54件

ドライバーの皆さんへ

- ・ 横断歩道では歩行者の通行を優先しましょう。
- ・ かもしれない運転を心掛けましょう。

